

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和2年6月9日(火) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	青木敬博君	2 番	長沢正君
3 番	四宮和彦君	4 番	宮崎雅薫君
5 番	大川勝弘君	6 番	重岡秀子君

○出席議員 7名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	佐藤龍彦君	議員	杉本憲也君
〃	井戸清司君	〃	篠原峰子君
〃	佐藤周君		

○オブザーバー 5名

議員	田久保真紀君	議員	仲田佳正君
〃	鈴木絢子君	〃	浅田良弘君
〃	石島茂雄君		

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	福王雅士
主事	山田拓己		

○会議に付した事件

- 1 市議会6月定例会の運営について
 - (1) 全国市議会議長会表彰状の伝達について
 - (2) 特別委員会中間報告について
 - (3) 議案の付託、即決について
 - (4) 人事案の取り扱いについて
 - (5) 請願、陳情の取り扱いについて
 - (6) 一般質問について
 - (7) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (8) 会期及び日程について
 - (9) その他

2 その他

- (1) 視察旅費の削減について
- (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、市議会6月定例会の運営についてを議題とする。

(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてから(9) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）順次、説明をさせていただく。(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達についてである。今年度はコロナウイルス感染症対策の観点から、全国市議会議長会が書面での開催となり、郵送による表彰状の交付という形が取られた。伊東市議会からは、勤続15年以上の勤続議員として、浅田良弘議員が表彰され、表彰状が届いているので、先例に倣い、6月定例会初日——15日（月）となるが、議事に入る前に、議場にて議長から表彰状の伝達をお願いする。

次に、(2) 特別委員会中間報告についてである。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告を、初日の本会議においてお願いしたい。また、今回の報告に際しては、昨日の代表者会議において、新型コロナウイルス感染症に対し、議会としての取組及び一般質問への配慮等に対する市民への情報提供などを勘案する中で、今回は特に登壇して報告していただくことが確認されているので、ご了承願う。

次に、(3) 議案の付託、即決についてである。資料1ページから4ページまでを参照いただきたい。提出議案については、報告2件、条例12件、単行議案1件、補正予算2件、人事案14件の計31件である。

まず、報告2件について申し上げる。

市報第1号 令和元年度伊東市一般会計予算繰越明許費繰越し報告についてである。令和2年3月定例会において議決された繰越明許費のうち14事業、5億5,747万5,000円を、令和元年度から令和2年度に繰り越したことの報告である。

なお、議決された16事業のうち、河川改良事業及び情報教育推進事業については、年度内に事業が完了したことから繰越しは行わず、商工業振興補助事業、公共施設危険箇所対策事業及び一般市道整備事業については、事業の一部が年度内に完了したこと、また、農業振興対策事業、橋りょう長寿命化事業、学校施設改修等事業、農業用施設災害復旧事業及び林業用施設

災害復旧事業については、最終的な事業費の確定などに伴い繰越額が減少となったものである。

市報第2号 令和元年度伊東市水道事業会計予算繰越し報告については、地方公営企業法の規定による建設改良費の繰越しで、繰越額については、3,496万3,000円、繰越事業については、池地区配水管布設工事外2件の工事で、繰越しの理由は、昨年の台風15号の影響により災害復旧工事を優先して行ったことや交通誘導員の確保に難航したことにより、工事着手に遅れが生じるなど年度内の工事完了ができなかったものである。

これら2件の繰越明許費の繰越し報告に関しては、地方自治法施行令第146条第2項に基づくもので、質疑のみとなる。

次に、条例である。まず、市議第4号 伊東市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う改正であるが、6月定例会では、施行期日の関係で専決処分によることを要しない条項について改正をするものである。主な改正内容及び施行期日については、個人市民税において、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、ひとり親控除創設等に係る規定の整備などを行うもので、令和3年1月1日からの施行となる。固定資産税及び特別土地保有税については、登記簿上の所有者が死亡している場合の相続登記が行われるまでの間の現所有者の申告制度の創設や、調査を尽くしても固定資産の所有者が明らかにならない場合において、使用者を所有者とみなして課税することができる規定の整備などを行うもので、公布の日から施行となる。市たばこ税については、軽量の葉巻たばこの税率について、紙巻きたばこ1本分の税率への見直しを行うことに伴い規定の整備を行うものであり、令和2年10月1日からの施行となるが、激変緩和措置により税率の引上げについては2回に分けて行う。常任総務委員会付託をお願いする。

次に、市議第5号 伊東市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う改正で、固定資産税と同様に、施行期日の関係で専決処分によることを要しない条項について改正をするものである。主な改正内容及び施行期日については、法附則第15条第47項において浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例（わがまち特例）が新設され、その特例の範囲が3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下と定められたため、本市における割合を3分の2とする規定を追加するとともに、地方税法等の改正による条項の整理を行うもので、公布の日からの施行となるが、経過措置として、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における改正後の伊東市都市計画税賦課徴収条例附則第16条の規定の適用については、「第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」となる。常任総務委員会付託をお願いする。

次に、市議第6号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例である。放課後児童健全育成事業の設備及び設置に関する基準の一部を改正する省令が施行され、放課後児童支援員が修了すべき研修の施行者に中核市の長が追加されたことに伴う改正で、公布の日から施行となる。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次に、市議第7号 伊東市介護保険条例の一部を改正する条例である。令和元年10月の消費税率10%への引上げに際し、低所得者の介護保険料軽減強化を行うため、令和元年度においては通年実施時の2分の1の減額幅とする基準を定めていたが、令和2年度からの消費税率10%の通年実施に伴い、保険料軽減を完全実施するため、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、介護保険料が第1段階から第3段階に相当する第1号被保険者の保険料について定めるものである。保険料第1段階については、保険料年額から保険料基準額の20%を減額し、20,520円へ、第2段階については、25%を減額し、30,780円へ、第3段階については、5%を減額し、47,880円へ、それぞれ減額となることから、所要の改正を行うものであり、公布の日から施行となる。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次に、市議第8号 伊東市子育て支援医療費助成条例の一部を改正する条例は、子育て支援医療費助成における通院時の自己負担を廃止し、無償化することにより、子育て世帯の経済的負担軽減と子供の保健福祉の向上を図り、より一層の子育て支援の充実に資するため、改正を行うもので、受給資格者のうち2歳以上の通院に係る自己負担について、現行の1回につき500円、月4回までを廃止し、完全無償化とするため、用語や引用条項等の整理を行う。令和2年10月1日の施行である。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次に、市議第9号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、低未利用土地等の譲渡に対する長期譲渡所得の特別控除が創設されたことから、国民健康保険税の算定及び軽減判定に用いる総所得額に反映するよう所要の改正を行うもので、令和3年1月1日から施行となる。常任総務委員会付託をお願いする。

次に、市議第10号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例である。新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険に加入の被用者に対し傷病手当金を支給し、感染者の休みやすい環境を整備することにより、感染拡大防止に資するため制定するもので、条例において、目的、傷病手当金の支給対象者、支給期間、支給額及び申請等について必要な事項を定めるものである。公布の日からの施行となるが、支給対象の適用日については、令和2年1月1日からの遡及適用となる。常任総務委員会付託をお願いする。

次に、市議第11号 伊東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、静岡県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、広域連合の条例が改正されたことに伴い、傷病手当金の支給に係る

申請書の受付事務を市において行うため所要の改正を行うもので、公布の日から施行となる。常任総務委員会付託をお願いする。

次に、市議第12号 伊東市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、外来医療の機能分化の推進を図ることを目的に、保険医療機関及び保険医療費担当規則等が改正され、一定規模以上の保険医療機関について、紹介状なしで初診及び再診を受ける場合において、保険診療分とは別に料金を徴収することが義務化されたことから所要の改正を行うもので、特定初診料について、現行の3,000円から5,000円に改定し、特定再診料について、新たに2,500円を設定するものである。令和2年10月1日から施行となる。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次に、市議第13号伊東市立学校設置条例の一部を改正する条例は、伊東市教育員会策定の伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針に基づく川奈小学校と南小学校の統合に関し、統合地域協議会において校名を南小学校と決定したことに伴い、別表第1から川奈小学校の項を削除するもので、令和3年4月1日から施行となる。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次に、市議第14号 伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例は、現在、単独調理場として運営している門野中学校を令和2年度2学期から新たに共同調理場とすること、及び伊東市立学校設置条例の一部改正に伴い川奈小学校を削除することに伴う改正で、別表に伊東市立門野中学校共同調理場を加えるとともに、伊東市立学校給食センターの給食実施校から川奈小学校を削除するものである。施行期日について、門野中学校共同調理場を加える改正については、教育委員会規則で定める日とし、川奈小学校を削除する改正については、令和3年4月1日からの施行である。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次に、市議第15号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う改正で、非常勤消防団員に事故が発生した場合の補償基礎額を改めるとともに、用語の整理を行うもので、公布の日から施行となる。常任総務委員会付託をお願いする。

次に、単行議案1件である。市議第16号 伊東市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてである。農業委員会等に関する法律により、委員の過半数を認定農業者等が占めることとされているが、区域内における認定農業者数が委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合においては、施行規則第2条第1号により、委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずるものとするができることとされている。しかし、本市においては認定農業者の数が少なく、委員の任命に困難を生じるため、施行規則第2条第2号により、認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることに

ついて、議会の同意を求めるものである。即決でお願いしたい。

次に、補正予算2件である。まず、市議第17号 令和2年度伊東市一般会計補正予算（第5号）である。補正予算の規模は、8億1,194万6,000円の減額で、補正後の予算規模を345億4,667万6,000円とするものである。本補正予算は、第1に、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や縮小となった事業の整理に伴う減額、第2に、子育て世帯への支援策として、子育て支援医療費助成事業における医療費の自己負担の完全無償化の実施、第3に、市内経済活性化策として、市民限定の市内宿泊助成事業やプレミアム付商品券事業などを実施するための経費の計上が主な内容である。歳出款別に説明する。まず、総務費では、広報広聴事業におけるコミュニティエフエム放送設備整備事業の延期や、市民課窓口業務等委託事業及び窓口レイアウト等変更事業の見直しに伴う減額などが主なもので、民生費では、子育て支援医療費助成事業における医療費の自己負担完全無償化の実施に伴う経費や、産後ケア事業における感染症予防対策のための物品の購入経費の計上を、衛生費では、清掃用自動車の購入見送りに伴う減額などを、観光商工費では、按針祭をはじめとした各種観光イベントの中止や施設整備の見直しなどに伴い事業費を減額するとともに、ゴールデンウィーク期間等のキャンセル客に対し名産品を送付する事業や、県民向けの市内宿泊助成事業、また市内経済活性化策としてプレミアム付商品券の発行事業を実施するための経費の計上を行うもので、土木費では、つつじ祭りなどの中止に伴う委託料の減額や、令和2年度実施予定の事業の見直しによる小室山公園テニスコート改修事業などの減額を、教育費では、市民運動場人工芝生化事業の見送りによる事業費の減額を計上するものである。

歳入については、歳出における事業の見直しや中止による事業費の減額に伴う国県補助金や市債の減額が主なものである。本会議における質疑については、1歳出全般、2歳入、債務負担行為の補正及び地方債の補正の2つに区分し質疑を行い、各所管常任委員会への分割付託とさせていただきたい。

次に、市議第18号 令和2年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、733万4,000円の追加で、補正後の予算規模を、87億6,733万4,000円とするもので、補正の内容は、歳出において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に係る傷病手当金の計上で、歳入において、本事業に対する財政支援分として、全額について県補助金を計上するものである。常任総務委員会に付託をお願いする。

続いて、(4) 人事案の取り扱いについてである。資料5ページをご参照いただきたい。農業委員会委員任命の同意については、令和2年7月19日に任期満了となる農業委員会委員秋藤俊夫氏ほか13名の後任者の任命の同意を求めるもので、最終日の本会議において、市長の一括説明のあと、申合せにより、質疑・討論を省略して、それぞれご決定いただくこととしたい。

次に、(5) 請願、陳情の取り扱いについてである。さきの臨時会以降、これまでに受理した陳情等を申し上げる。5月19日に郵送により受理した、「国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の採択、提出を求める陳情」については、参考配付させていただいた。議会運営委員会以後に提出された請願、陳情の取り扱いに関しては、これまでの例により、議長の手元において、議会運営委員長及び所管常任委員長との協議に基づき、取り扱いをご決定いただくことになることを、申し添える。

次に、(6) 一般質問についてである。申合せにより、質問時間は1人50分以内とし、質問の時期は、定例会の第1日目6月15日から実施する。

一般質問の順序について申し上げる。会派の構成は4人の中会派が1つ、3人の小会派が3つ、2人会派が1つとなっている。これまでの例により、中、小、小、中、小、小（2人会派）の順とし、以下これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。3人会派の順序については、これまでのローテーションに基づき、自民・伊東新時代。、公明党、清和会の順となり、これに続き2人会派の日本共産党となる。したがって、1番目正風クラブ、2番目自民・伊東新時代。、3番目公明党、4番目正風クラブ2人目、5番目清和会、6番目日本共産党、7番目正風クラブ3人目となり、8番目からは、自民・伊東新時代。の2人目以下を繰り返した後、会派に所属していない議員となる。なお、会派に所属していない議員については、通告書の提出順となるので、ご了承願う。

一般質問の通告期限は、申合せにより、実施日の3開庁日前ということで、明日6月10日（水）の正午までとなるが、極力早めの通告をいただくよう、ご協力をお願いする。また、質問される議員においては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと存するが、質問の趣旨を的確に伝え、的確な答弁が得られるよう、通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本とし、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくようお願いするとともに、今回の一般質問においては、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会において、市当局に対し幅広い観点からの政策提言を提出していること、また、補正予算においても、コロナウイルスに関連した予算が計上されているため、このあたりを踏まえ、質問内容には十分にご配慮をお願いする。

次に、(7) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてである。静岡県後期高齢者医療広域連合議会については、議員20人のうち、市議会議員から6人を選出することとされており、このうち3人に欠員を生じたことから、候補者を募ったところ、候補者が4人となり、選挙を行う必要が生じたものである。この件については、6月1日付事務連絡にて、通知させていただいたところであり、6月定例会初日、一般質問に入る前に投票による選挙をお願いする。なお、候補者氏名表については、あらかじめ議席に配付させていただくので、ご承知

をおき願う。

次に、(8) 会期及び日程についてである。資料6ページ及び7ページをご覧くださいと思う。会期は、6月15日(月)から6月26日(金)までの12日間の提案である。日を追って申し上げる。15日(月)に開会し、全国市議会議長会表彰状の伝達、会期の決定、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の後、一般質問に入る。16日(火)は一般質問2日目と、一般質問終了後、議案審議に入り、先ほど申し上げたとおり、報告2件及び単行議案1件は即決で、条例12件及び補正予算2件は所管常任委員会への付託をお願いする。17日(水)は常任観光建設委員会を第2委員会室、常任福祉文教委員会を第1委員会室にて、18日(木)は常任総務委員会を第2委員会室にてそれぞれ午前10時からお願いする。19日(金)は本会議なし、20日(土)及び21日(日)は休会、22日(月)から24日(水)まで本会議なし、25日(木)は議会運営委員会、26日(金)を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定、当局提案の人事案14件の決定などをお願いする。

最後に、(9) その他である。まず、初日の運営について申し上げる。先ほども申し上げたように、今定例会においては、一般質問に入る前に特別委員会の登壇による中間報告及び静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙が実施されるため、通常より一般質問の開始時刻が15分ほど遅くなる予定である。これに伴って時間通りに進むと、2人目の終了時刻が12時を過ぎることが想定されるので、ご了承願う。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてである。既に臨時会において実施しているが、6月定例会においても新型コロナウイルス感染症への対策として、本会議中のマスクの着用、議場の扉を開放し換気をする中での会議運営、また、傍聴は募らぬよう協力をお願いする。あわせて、今定例会においては、初日の15日(月)に選挙を実施するが、この時に投票者数を確定するため、他の市議会では、議場閉鎖のため、職員が扉の前に立つというような措置を施しているところもあるようだが、本市議会においては、このような措置はとらず、議長による選挙宣告後の議場からの退出入については厳禁とさせていただくので、ご理解、ご協力をお願いする。

最後に、服装の軽装化についてであるが、こちらも、臨時会において実施しているが、当局の服装の軽装化に合わせて、改めて、ノーネクタイ等、服装の軽装化をお願いするものである。

以上で、市議会6月定例会の運営についての説明を終わる。よろしくご協議いただくようお願いする。

○委員長(宮崎雅薫君) まず、(1) 全国市議会議長会表彰状の伝達について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

全国市議会議長会表彰状の伝達については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 特別委員会中間報告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

特別委員会中間報告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 人事案の取り扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取り扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 請願、陳情の取り扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取り扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

- 1 番（青木敬博君） 1 人。
- 2 番（長沢 正君） 0 人。
- 3 番（四宮和彦君） 2 人。
- 5 番（大川勝弘君） 0 人。
- 6 番（重岡秀子君） 2 人。
- 委員長（宮崎雅薫君） なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、2 人実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については、最大 7 人ということで調整し、決定させていただく。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君） ご異議なしと認め、さよう決定した。
発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。
- 事務局長（富士一成君） 発言順序を申し上げる。一般質問第 1 日目、6 月 15 日（月） 1 番目正風クラブ、2 番目清和会、3 番目日本共産党、4 番目清和会 2 人目、5 番目日本共産党 2 人目。第 2 日目、6 月 16 日（火）は会派に所属していない議員の 1 人目及び 2 人目である。
- 委員長（宮崎雅薫君） 一般質問については、1 人 50 分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおり願います。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君） ご異議なしと認め、さよう決定した。
なお、通告期限については、申合せに基づき、6 月 10 日（水）の正午までとしているのでご留意願う。また、通告期限にかかわらず、できる限り早目に提出いただくようご協力をお願いする。

次に、(7) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君） 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。
静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君） ご異議なしと認め、さよう決定した。
次に、(8) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(9) その他での、新型コロナウイルス感染症への対応及び服装の軽装化につきましては、事務局長からの説明のとおり、ご承知おき願う。

そのほかに、6月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○5番（大川勝弘君）服装の件で確認となるが、6月定例会については、議場内はエアコンはつける予定であるか。今、各学校などでは、エアコンはつけない方針のようで、コロナ対策と熱中症対策がどのようにしていいか、宙ぶらりんの状態の中で、個人的には、市長も副市長も上着は着用しなくてもいいと思っているが、そのあたりはどうか。

○事務局長（富士一成君）エアコンについては、現段階で、庁舎内は7月1日からエアコンが開始となるが、議場については、これまでも、開会中は運転をしていた。今回、議場の扉を開放するので、送風のみでの実施となる。なお、外気があまりにも暑く真夏日を超えたようなときには、エアコンを稼働してもらおうとは考えているが、現段階では、送風で、扉を開けての対応を考えている。

○議長（佐山 正君）状況に応じて、当局に申し入れるつもりでいる。

○3番（四宮和彦君）今の大川委員の質疑と関わりがあるが、登壇してしゃべる際は、声を張ってしゃべっているのも、マスクをしてしゃべると酸欠状態になってくる。社会的な距離としては、登壇してしゃべる際はマスクを外してもよいのではないかと思うが、そこら辺はいかがか。

○委員長（宮崎雅薫君）都議会などを見ると、一応、ソーシャルディスタンスを取っており、透明なつい立てをして、マスクをしないでしゃべっているが、その辺については議長と相談し、また、当局の意見を伺いながら今の発言のような趣旨でできるような形で申し入れをしたいと思う。

○議長（佐山 正君）昨日などの国会を見てると、皆、マスクをしたまま答弁をしている。そこら辺も少し考慮しながら、判断したいと思う。

○委員長（宮崎雅薫君）また、この結果については、全議員に報告したいと思う。

○オブザーバー（浅田良弘君）こここのころの議会に参加していると、一般質問や大綱質疑の中で、私語がとても多いように感じる。私語があれば、議長のほうから、注意をしていただきたい。質問している方にとっては、気が散ったり、思っていたことが言えなくなってしまう。ぜ

ひ、お願いしたいと思う。

○委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○委員長（宮崎雅薫君）再開する。

ほかに質疑、意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会6月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、その他を議題とする。

(1) 視察旅費の削減について及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）初めに、(1) 視察旅費の削減についてである。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会から、感染症に対する一連の施策への財源確保を目的に、常任委員会旅費12万円及び個人視察旅費8万円、計20万円のうち15万円を削減したい旨の申し入れが議長にされ、既に代表者会議における合意もいただいているところであるが、議会運営委員会における決定をもって、正式な決定としたいと思うので、ご協議をお願いするものである。

次に、(2) その他であるが、事務局からは特になし。よろしくご協議のほど願う。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 視察旅費の削減について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

視察旅費の削減については、説明のとおり決定することに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和2年6月9日（火）午前10時42分（会議時間41分）

以上の記録を認める。

令和2年6月9日

委員長 宮 崎 雅 薫